

高等学校等就学支援金の申請について

平成22年4月から、「高等学校等就学支援金」が創設され、私立高等学校等に通う生徒本人に支給されることとなり、保護者の所得に応じて年間118,800円～396,000円が支給されます。

学校では国の業務を請け負い、申請から交付までの事務作業を行います。

提出忘れ等で提出期日が過ぎた場合、法律により遡っての支給は出来ませんので、以下の説明を充分にお読みいただき、必要書類等をご準備のうえご提出ください。

この制度は、大変複雑であるため、少しでも**ご不明な点があれば、学校事務局までお問い合わせください。**

提出日：4月17日(金)【期日厳守・全員提出】

注) 提出書類は、必ず配付時の封筒に入れ、のり付けして担任へご提出ください。

提出書類

①「高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書」**様式第1号(その2)**…**全員提出**

②『令和元年度分の課税証明書(原本)または生活保護受給証明書(原本)』

※本校はマイナンバーの提出を求めません。

※『源泉徴収票』『確定申告書』は、所得割額がわかる書類にはなりません

役所にて、就学支援金用に取り寄せた課税証明書は「原本」を提出してください。

● 就学支援金の対象となる世帯

『道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額(保護者の合算)』が、507,000円未満の場合、支援金を受けることができます。

同封の『①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書』に必要事項を記入し、『②令和元年度分の課税証明書(原本)または生活保護受給証明書(原本)』を添付してください。

※生徒本人が毎月1日に在籍した場合に支給されるため、『①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書』を4月に提出しないと4月分からの就学支援金を受けることができません。

● 就学支援金の対象とならない世帯

道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額(保護者の合算)が、507,000円以上の場合、支援金を受けることができません。

同封の『①高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書』に生徒名と学年・組・番号を記入し、『申請しません』『申請しない理由』いずれにもチェック等の上、提出してください。

この他に、ご準備いただく書類はありません。(所得に関する証明書は不要です)

◆支給要件

- ① 生徒・保護者が日本国内に住所を有すること
- ② 高等学校に在学していること
- ③ 課税証明書に記載されている『道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額(保護者の合算)』が507,000円未満の世帯であること。

上記①～③の条件に満たせば、月額9,900円または33,000円が支給されます。

また、保護者が海外赴任などで課税証明書の提出ができない場合、例外として支援金を受給できる場合がありますので事務局までご連絡、ご相談ください。

◆年間支給額 表

	令和2年4月～	令和2年7月～			
ランク	道府県民税所得割額と市(町村)民税所得割額の合算	課税標準額×6% -市町村民税の調整控除の額	年収のめやす	支援金 月額	年間支給額 12ヶ月分
A	非課税(0円)生活保護 ～257,500円未満	非課税(0円)生活保護 ～154,500円未満	約590万円 未満	月額33,000円	396,000円
B	257,500円～ 507,000円未満	154,500円～ 304,200円未満	約590～ 910万円未満	月額9,900円	118,800円
対象外	507,000円以上	304,200円以上	約910万円 以上	対象外	支給なし

◆提出物 チェック表 (提出前に再度ご確認ください)

対 象	<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書 (様式第1号(その2)) ※氏名, ふりがな, 生年月日, 住所, 年組番, 連絡先, 収入状況欄(申請書裏面)に記入している。
	<input type="checkbox"/>	令和元年度分の課税証明書(原本) または生活保護受給証明書(原本) を添付 ※父母お二人の課税証明書を添付している。 ※「令和元年度」で「507,000円未満」である。※【注意事項】④⑤の通り記入している。
対象外	<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金 受給資格認定申請書 (様式第1号(その2)) ※生徒名, 年組番を記入し、『申請しません』と『申請しない理由』にチェックしている。

必ず上のチェック表で確認し、必要書類を配付時の封筒に入れ、のり付けしてから、担任へ提出してください。(対象とならない世帯も全員提出です。)

問い合わせ先：四天王寺高等学校 事務局 総務課 庶務係
06-6772-6201

◆注意事項

- ① 所得の増減により、4月～6月分と、7月から翌3月分の支援金額が異なることがあります。
- ② 課税証明書が手元にない場合は、市区町村の税務担当課で、発行を依頼してください。
発行の際は、扶養親族欄等を省略されないよう「全部事項証明書」と伝えてください。
- ③ 『源泉徴収票』は、**所得割額がわかる書類にはなりません**のでご注意ください。
- ④ **必ず父母お二人（寡婦等除く）の課税証明書（原本）を添付**してください。
但し、配偶者が控除対象配偶者で、収入が100万円以下の場合は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)-1の②「親権者の1人が控除対象配偶者であり～」に☑すれば、配偶者の証明書は省略可です。
- ⑤ ひとり親世帯で**寡婦（夫）控除されている場合**は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)-1の②「離婚、死別等により親権者が1名の場合～」に☑してください。
ひとり親世帯で**寡婦（夫）控除されていない場合**は、申請書【2 保護者等の収入の状況について】(2)-1の②「離婚、死別等により親権者が1名の場合～」に☑し、**発生日月及び理由を記入**してください。 ≪ 記入例：令和2年3月20日 離婚 ≫
※寡婦(夫) [かふ] …夫(妻)と死別または、離別し、再婚していない女(男)性
- ⑥ **道府県民税・市(町村)民税所得割額は「税額控除後」の所得割額が基準の確認箇所**となります。**市区町村によって、課税証明書の様式が異なります**のでご確認ください。
- ⑦ 就学支援金は、国から大阪府を經由し、学校へ振り込まれます。学校は、生徒に代わって代理受給し、授業料納付額から就学支援金分を減額します。よって、授業料納入後、学期の途中で転退学した場合は、転退学した月の翌月以降の就学支援金を返金していただきます。
- ⑧ 今回の申請が、4～6月分の3ヶ月分の申請になります。
- ⑨ **離婚・死別等で保護者変更等の理由が生じた場合は、支援金の対象になることがあります**ので、**早急に事務局までご連絡、ご相談ください。また、税額変更等が発生した場合は、早急に事務局までご連絡、ご相談ください。**
- ⑩ 訂正箇所は二重線で消し、書き直してください。修正ペンは使用不可です。
- ⑪ 今回の就学支援金とは別に、大阪府・奈良県・兵庫県において授業料を軽減する補助金があります。例年、6月下旬から7月上旬に生徒を通じてご案内いたします。
- ⑫ 就学支援金が対象にも係わらず、申請しなかった場合は、辞退したものと見なされ、大阪府の授業料支援補助金も受給出来なくなりますのでご注意ください。

◆年間の流れ

- 4月17日(金)：必要書類を担任へ提出。事務局にて確認し、判定。対象者には認定通知を発行。
- 5月中旬：1学期授業料等**明細書を配付**…**授業料から就学支援金を相殺し、口座引落します。**
- 7月初旬：7月～翌年度6月までの判定に係る申請書類を配付。**(令和2年度課税証明書提出)**
大阪府授業料支援補助金の申請手続きも同時に行います。
※他府県在住の方は、別途軽減補助金の案内が届き次第、連絡いたします。
- 9月中旬：2学期授業料等**明細書を配付**…**授業料から就学支援金と補助金を相殺**します。
- 12月中旬：1、2、3学期で相殺しきれない支援金等があれば、口座へ還付金を振込みます。
- 1月中旬：3学期授業料等**明細書を配付**…**授業料から就学支援金と補助金を相殺**します。

その他、通知等があれば随時ご連絡いたします。

◆記入例

受給資格認定申請書（様式第1号（その2））

様式第1号（その2）（第3条第1項並びに第10条第2項及び第11条第1項から第3項まで関係）大阪府（私立）

令和2年4月10日

大阪府教育長 殿

高等学校等就学支援金

受給資格認定申請書（初回時）（次の2つの口ののうち、いずれかの口にレ印を付けてください。）

高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

就学支援金の受給資格の認定を申請しません。（申請しない場合も提出してください。）

【申請しない場合の理由】 所得基準（道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、100万円未満）を超えているため。 その他

収入状況届出書（2回目以降）（既に受給資格の認定を受けている場合は、次の口にレ印を付けてください。）

既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

【次の2つの事項を必ず確認の上、両方の口にレ印を付けてください。】

この申請書又は届出書の記載内容は、**実案に相違ありません。**

この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利権の徴収や3年以下の徴収又は100万円以下の罰金等に処せられることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

ふりがな	スズキ	ジュンコ
生徒の氏名	姓 鈴木 名 順子	
生徒の生年月日	平成17年4月20日	
生徒の住所	〒543-0056 大阪府 都道 府東 大阪市天王寺区 市東 堀越町1-2-3-101	
保護者等の電話番号	090-0000-0000	
生徒が在学する学校の名称	四天王寺高等学校	
学年・組・番号	1年 1組 50番	

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は就学支援金の受給資格認定の申請ができません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます）。を卒業し又は修了した者
- ・高等学校等に在学し、長期（定時制・通信制等に在学した期間）は、その月数×1月の4分の3に相当する月数として計算）が満期して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は除きます。）

①現在通っている高等学校等の在学期間	学校名 私立 四天王寺高等学校	令和2年4月1日～ うち支給停止期間等 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	高等学校 全日制課程 普通科
②過去に別の高等学校等に在学していた期間	学校名 立	令和 年 月 日 ～令和 年 月 日 うち支給停止期間等 令和 年 月 日 ～令和 年 月 日	学校の種別・課程・学科

【学校使用欄】

過去、高等学校に在籍した場合に記入してください。

注意事項④
配偶者が控除対象配偶者で、収入が100万円以下の場合、☑すれば配偶者の課税証明書は添付不要です。

注意事項⑤
ひとり親世帯で課税証明書内、寡婦（夫）控除されている場合は、☑のみしてください。

注意事項⑤
ひとり親世帯で課税証明書内、寡婦（夫）控除されていない場合は、☑し、必ず発生日月及び理由を記入してください。

所得証明を添付する方のみ記入してください。記入忘れ及び間違いの多い箇所です。

必ず、「☑」してください。

必要事項を記入し、令和元年度課税証明書を同封して、配付時の封筒に入れて担任へ提出してください。

大阪府經由で国へ申請します。よって、大阪府以外の方も対象です。

支給要件に満たす方は「☑申請します。」にチェックし、以下のすべての必要事項を記入してください。

支給要件に満たさない方は「☑申請しません。」と申請しない理由欄の該当部分に「☑」をし、**生徒名と年組番**を記入の上、配付時の封筒に入れて担任へ提出してください。

必ず、「☑」してください。

申請書不備等の場合に連絡しますので、日中の連絡先を記入してください。

父母お二人の市（町村）民税の所得割額が記載された証明書を添付する場合は、☑してください。

【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの口にレ印を付けてください。）

4月～6月（前年度の課税証明書等を添付） 7月～翌年6月（今年度の課税証明書等を添付）

高等学校等就学支援金（次の①から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

（2）-1 次の保護者等の課税証明書等を添付します。

① **親権者（両親）2名** 両親の課税証明書等を添付する場合

親権者1名分（アからウまでのいずれかの口にレ印を付けてください。）
（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、④から⑦までのいずれかの口にレ印を付けてください。）

ア 親権者の1人が控除対象配偶者であり、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合

② 親権者の1人が課税期日に日本国内に在任していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

ウ 離婚、死別等により親権者が1人の場合、（発生日月及び理由：令和2年3月20日 離婚のため）
リ 親権者が存在するものの、家庭の事情によりむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を添付できない場合 等

③ 未成年後見人 〇名分
親権者が存在せず、未成年後見人が委任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合は又は財産に関する権限のみを行使し、まこととされている者である場合は、その者を除きます。）

④ 生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分
・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、
・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等

⑤ 生徒本人
・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、
・成人に達している場合、
・未成年であるが、道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合 等

（2）-2 次の理由により、課税証明書等を添付しません。

⑥ 所得補償の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが、未成年で道府県民税所得割又は市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合

⑦ 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在任していないなど、道府県民税所得割及び市町村民税所得割を課されていない場合

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑥又は⑦にレ印を付けた場合は不要です。）

保護者等① 氏名	生徒との続柄	保護者等② 氏名	生徒との続柄
鈴木 太郎	父	鈴木 花子	母

※収入の修正申告や税額の更正決定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割の額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更等があった場合には、支給額が変更となる場合がありますので、必ず学校に連絡してください。

【留意事項】（次の事項を確認の上、口にレ印を付けてください。）

就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

申請に關し提出した個人情報について、以下の点を了承します。

- ・大阪府への情報提供は、オンラインを経由すること。
- ・この申請のために提出した個人情報を、学校内における大阪府私立高等学校等授業料支援補助事業（以下「本事業」という。）に活用する可能性があること。
- ・この申請のために提出した個人情報を、奨学のための給付金事業に活用する可能性があること。
- ・この申請のために提出した個人情報を、大阪府私立高等学校等及び直し支援事業に活用する可能性があること。
- ・本事業を所管する大阪府及び本事業に関連して奨学金貸付事業を行う（公財）大阪府育英会に情報提供する可能性があること。

学校受付日 年 月 日（学校において記入。）